

各種預金規定改定のお知らせ

令和8年7月吉日

お客様各位

平素より東栄信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫は「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」にもとづく取組みをかねてより進めております。その対応の一環といたしまして、各種預金規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 改定となる規定

- ・総合口座取引規定
- ・普通預金規定(無利息型普通預金を含む)
- ・貯蓄預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・通知預金規定
- ・定期預金共通規定
- ・定期積金規定

2. 改定内容

別紙の「新旧対照表」をご確認ください。

3. 改定日

令和8年10月1日(木)

以上

本件についてのお問い合わせは、お取引店の営業担当者、または窓口までご遠慮なくお申し出ください。



東栄信用金庫

新	旧
総合口座取引規定 第 4 条.（預金の払戻し等） (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、通帳とともに提出してください。 第 16 条.（譲渡、質入れの禁止） (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定 第 2 条.（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。為替による振込金も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 第 5 条.（預金の払戻し） (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）してこの通帳とともに提出してください 第 9 条.（印鑑照合等） 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された通帳を用い	総合口座取引規定 第 4 条.（預金の払戻し等） (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。 第 16 条.（譲渡、質入れの禁止） (1) <u>普通預金および定期預金</u>その他のこの取引にかかるいっさいの権利および<u>この通帳は、譲渡または質入れすることはできません。</u> 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定 第 2 条.（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>為替による振込金も受入れます。</u> 第 5 条.（預金の払戻し） (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。 第 9 条.（印鑑照合等） 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相

て行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、流動性預金共通規定により補てんを請求することができます。

第 11 条. (解約等)

~~(4)~~ この預金を解約する場合には、通帳を持参のうえ当店にお申出ください。

貯蓄預金規定

第 2 条. (証券類の受入れ)

(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。~~また為替による振込金も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。~~

第 12 条. (解約)

この預金口座を解約する場合には、~~この~~通帳を持参のうえ当店にお申出ください。

納税準備預金規定

第 2 条. (証券類の受入れ)

(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。~~為替による振込金も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。~~

通知預金規定

第 2 条. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。~~ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。~~

当する金額について、流動性預金共通規定により補てんを請求することができます。

第 11 条. (解約等)

(1) この預金を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

貯蓄預金規定

第 2 条. (証券類の受入れ)

(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。また為替による振込金も受入れます。

第 12 条. (解約)

この預金口座を解約する場合には、この通帳およびキャッシュカードを発行している場合には通帳とともに持参のうえ当店にお申出ください。

納税準備預金規定

第 2 条. (証券類の受入れ)

(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。為替による振込金も受入れます。

通知預金規定

第 2 条. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

新	旧
定期預金共通規定 第1条.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 定期積金規定 第1条.（掛金の払込み） 定期積金（以下「この積金」という。）は、証書面記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの通帳をお差出ください。 第2条.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	定期預金共通規定 第1条.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 定期積金規定 第1条.（掛金の払込み） 定期積金（以下「この積金」という。）は、証書面記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの通帳をお差出してください。 第2条.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。